

## 「特定電気取引に関する計量課題研究会」の設置について

2019年8月

日本電気計器検定所

## 1. 設置趣旨

DRやアグリゲーションビジネスなど、需要側エネルギーリソースを活用した取引に対する期待が高まっており、そのようなエネルギーリソースに付随する機器（パワコン等）に取り付けられた計量器を用いた取引に対するニーズが高まっている。こうした計量器についての正確性は向上しているが、現行制度では、取引に用いるに当たっては計量法に基づく検定を受けた計量器が必要になる。

このような課題に対し、多様な機器毎に新たな検定基準を設け、機器毎に計量法に基づく検定を求める方法も考えられるが、以下の理由により、需要側エネルギーリソースを用いた新たな取引の拡大を阻害するおそれがあるとの声があがっている。

- ・機器の開発が日進月歩で進み、各機器の使用環境も異なる中、各機器の検定基準を都度作ることは機動的・実効的でない
- ・検定を行う者にとっては機器毎に正確性を確認するための設備や人員、知見を有する必要がある、検定コストの膨大・検定料の高騰を招くおそれがある

このため、柔軟な電気計量と需要家保護の両立の方策について、経済産業省の「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会」において議論され、方策の詳細検討に当たっては、消費者保護の観点、電気事業や電気計量に係る専門的・技術的な知見、新たな技術や電力取引に係る知見を得つつ、電気計量等のあるべき姿や具体措置に関して専門的な検討を進めていくことになった。

そこで、経済産業省資源エネルギー庁からの依頼を受け、新たな電気計量ニーズに対応する「特定の電力取引」の範囲や、当該取引の計量ニーズに応える柔軟な電気計量の在り方等について、本研究会において専門的な検討及び論点整理を行う。

## 2. 主な検討事項

- (1) 「特定の電力取引」の範囲（取引参加者、計量器の種類 等）
- (2) 需要家保護の観点等を踏まえた柔軟な電気計量の在り方（求める要件の具体化、要件の確認方法 等）

## 3. 事務局

本研究会の事務局は、日本電気計器検定所にて行う。